

IPLux (アイピー・ルクス)

TOPICS

1. ご挨拶
2. 弁理士による発明教室について
3. セルフレジ特許訴訟
4. 国内・海外知財制度改正情報

◇ ご挨拶

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、本年益々のご健勝でご盛栄されますよう、お祈り申し上げます。

私どもTeam Luxからお届けしているニュースレター『IPLux』は、本年、5年目に入ることとなりました。ひとえに、皆様のお陰と感謝申し上げます。

今年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、昨年のラグビーワールド

カップに勝るとも劣らない盛り上がりご期待されます。

わたくしどもも、皆様のグローバルなご発展のお役に立てますよう、精進してまいりたいと存じます。

皆様におかれましては、本年益々のご健勝でご盛栄されますよう、お祈り申し上げます。



(撮影: 小島浩嗣)

◇ 弁理士による発明教室について

今回は、日本弁理士会が行っている社会貢献活動の一つである小中高校生を対象とした知的財産授業について紹介します。

子供たちに新しい物や独自の物を作る楽しさを体感してもらい、また、他人の創作を尊重するとの知財マインドを醸成するため、知的財産授業(学校等へ出向く出張授業)を行っています。

一例を挙げると、昨年8月3日、町田市新産業創造センターにおいて、「キッズ発明工作教室」授業を行いました。



出所: 広報まちだ2019/08/15号より切取

当日は、電子紙芝居「パン職人レオ君物語」を出演者の一部を弁理士が熱演しつつ上映し、新しい物は特許で守れること、特許発明をマネしてはいけないことを学びました。

次に、身近な発明品(カップラーメン)を例に、なぜそのような構造になっているのかをクイズ形式で学びました。

最後に、厚紙等の身近な材料を使って工作を行い、独自の発想で物作りをする楽しさを体感しました。今回は、夏休みの工作宿題を兼ねて「ペン立て」を作成しました。出来上がった作品には、ペン立てのみならず、消しゴム置きを兼ねた多機能型ペン立て、蛙に似せた意匠性あるペン立て等、個性有る作品が多数作成されました。

学校関係者から申し込んで頂ければ知的財産授業可能です。申込は、下記日本弁理士会HPから行うことができます。

<https://www.jpaa.or.jp/activity/support/seminar/>

◇ セルフレジ特許訴訟

「ユニクロが訴えられたセルフレジ特許 単純だから強力」という日本経済新聞の記事がありました*1)のでご紹介したいと思います。「単純だから強力」という見出しに惹かれ、どんな風に単純なのか、どうやって特許性(進歩性)が認められたのかなど、興味が深まります。

まず、特許訴訟について

原告(特許権者): (株)アスタリスク*2)

被告: ファーストリテーリング

対象特許: 特許第6469758号

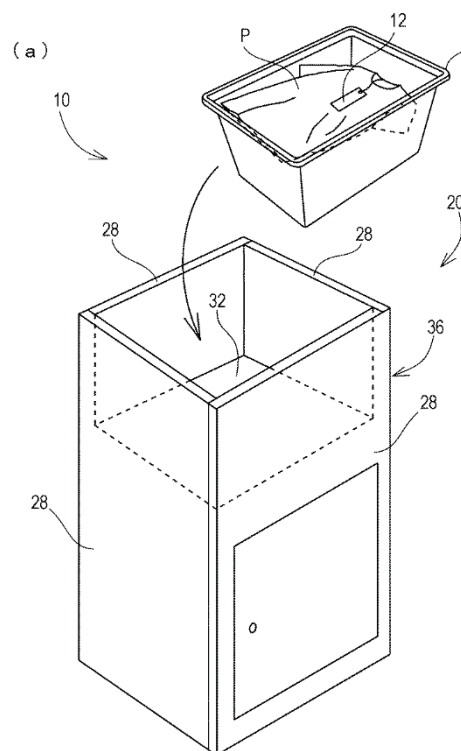
右上 ↑ へ

〔どんな風に単純なのか〕

特許された第1クレームと代表的な図を引用してみます。とてもシンプルです。

RFタグを付けた物品を囲んで上向きに開口

しているシールド部を備えていることが特徴として主張されています。



【請求項1】

物品に付されたRFタグから情報を読み取る据置式の読取装置であって、

前記RFタグと交信するための電波を放射するアンテナと、前記アンテナを收容し、前記物品を囲み、該物品よりも広い開口が上向きに形成されたシールド部と、を備え、

前記シールド部が上向きに開口した状態で、前記RFタグから情報を読み取ることを特徴とする読取装置。

〔どうやって特許性(進歩性)が認められたのか〕

審査では、蓋つきのRFID読取装置の引用文献1(特開2015-207119)と、前方と上方が開いた読取装置の引用文献2(特開2008-84058)とを組合せれば容易として進歩性が否定されています。

文献1の技術は、客の存在する空間と読取装置の空間が連続しているために読取りに影響するという課題を解決するために蓋により密閉空間を作るものです。一方、文献2の技術は、上方と前方に開口をもつ読取装置です。

これに対して、出願人(アスタリスク)は、2つの技術を組合せることができないことを主張して特許されました。引例1の読取装置

で蓋を省略することは、密閉空間を作るという発明概念と矛盾するので組合せることができないと主張して認められたのです。(紙面の制約のため簡単な説明です。詳細には審査書類をご参照ください。)

【結び】

裁判はまだ終わっていませんが、(株)アスタリスクという従業員数88名の中小企業が、知的財産によってファーストリテーリングという世界的大企業と互角に渡り合っている点で、いろいろ学ぶべきところが多いと思います。アイデアの創生、自社のビジネスの保護、権利化のための論理など、それぞれに教訓がありそうです。

1) <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51957600Y9A101C1000000/> (2019/11/20電子版)

(「日経 xTECH 2019/11/5付の記事を再構成」とされています。)

2) Asterisk ホームページ: <http://www.asx.co.jp/corporate/data.html>

◇ 日本知財制度改正情報

《商標法》

◆ 類似商品・役務審査基準[国際分類第11-2020版]の適用

2020年01月01日からの出願より、指定商品・役務の記載については「類似商品・役務審査基準[国際分類第11-2020版]」が適用されます。

*) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/ruiji_kijun11-2020.html

変更点で着目すべき点は、従来第30類のみであった「菓子」の記載です。ご注意ください。

＜変更後＞

第29類:菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。)

第30類:菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)

◇ 海外知財制度改正情報

《中国》

◆ 中国改正商標法の施行

先般お知らせの中国改正商標法(悪意出願の抑制、損害賠償額の引き上げなど)が、2019年11月01日よりすでに施行されています。*1)

《米国・欧州・台湾・香港・韓国》

特になし

《条約》

◆ PCT出願の料金変更

2020年01月01日から、国際出願手数料(最初の30枚まで)が145,000円→143,200円と変更されます。ほかにも料金変更がありますので、ご注意ください。*2)

◆ マドプロ(マドリッドプロトコル)新規締約国

2019年06月17日のカナダ、10月02日のブラジルに続き、12月27日にマレーシアが加盟しました。締約国は計106か国・地域となりました。*3)

詳細はリンクをご覧ください。

* 1) 中科専利商標代理有限公司 20191031付ニュースレター

* 2) https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_tesuukaitei.html

* 3) https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/document/madopro_kamei/members.pdf

お問い合わせ先

昨年夏号でご案内しましたように、J-Plat Patが大幅リニューアルされました。

新J-Plat Patを使った特許検索セミナー(大阪発明協会主催)を担当させていただき、そのプレゼン資料をホームページで公開しました。

よろしければ、ご活用ください。

<http://www.aq-patent.com/2019/11/seminar-osaka-11-13/>

英究特許事務所 小島 浩嗣

mail: kojima@aq-patent.com

<http://www.aq-patent.com/>

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux(ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産(IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。